

パートでも厚生年金保険に加入するの？



【相談要旨】

子どもに手がかかるなくなったので、パートで働き始めました。これまで夫の扶養に入っていましたが、勤務先から、健康保険・厚生年金保険に加入するとと言われました。手取りが減ってしまうのではないかでしょうか。

【回答】

公的年金は、年老いたときやいざというときに備えて、働いている世代みんなで支え合う制度です。

労働時間・日数が正社員の4分の3以上となるパートタイマー等の労働者は、健康保険・厚生年金保険（社会保険）に加入する必要があります。また、労働時間等が正社員の4分の3未満であっても、従業員数51人以上の事業所に勤め、①週の労働時間が20時間以上、②所定内賃金が月額8万8千円以上等の要件を満たす場合、社会保険に加入することとなります。

この相談のケースでは、これまで国民年金の第3号被保険者であったため保険料の負担はありませんでしたが、勤務先の社会保険に加入すると、給与から保険料（劳使折半）が天引きされます。

一方で、厚生年金保険に加入すると、ご自身が65歳になったときに受け取る老齢年金が増える、障害状態と認定された場合に支給される障害年金の保障が充実するなどのメリットがあります。

将来受け取る年金を詳しく知りたい場合は日本年金機構の「ねんきんネット」で確認いただきか、「ねんきんダイヤル」（電話0570-05-1165）にご相談ください。

【一口メモ】

ねんきんネットは、スマートフォン等から、年金記録の確認、年金見込額の試算、年金の支払いに関する通知の確認などができるサービスです。ご利用には登録が必要です（マイナポータルとの連携またはユーザーIDの取得）。

（令和7年12月1日 日本海新聞掲載）